

浜田市告示第 109 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を廃止したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 30 第 2 項第 2 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 2 号の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 30 日

浜田市長 三 浦 大 紀

廃止する事業者の名称、所在地及び代表者氏名	株式会社サンフラワーズ 島根県浜田市港町 294 番地 32 代表取締役 高 村 睦 代
廃止する事業所の名称及び所在地	サポート相談室玄季な夢来 島根県浜田市相生町 4222 番地 3
廃止年月日	令和 8 年 6 月 30 日
廃止する事業の種類	指定特定相談支援 指定障害児相談支援
廃止する事業の主たる対象者	(1) 身体障がい者（18 歳未満の者を除く。） (2) 知的障がい者（18 歳未満の者を除く。） (3) 障がい児（18 歳未満の身体障がいがある者及び知的障がいがある者） (4) 精神障がい者（18 歳未満の者を除く。） (5) 難病等患者
廃止する事業所番号	指定特定相談支援事業所 3230700084 指定障害児相談支援事業所 3270700069